14　かわらぶき職種（かわらぶき作業）

2010.1.22

作業の定義	屋根下地（野地板）に屋根工事（ここでは「瓦、スレート等により屋根をふく工事」をいう。）を行う作業をいう。 参考　建設業法による屋根工事の区分の考え方は以下のとおりであるが、板金屋根工事及び屋根断熱工事はかわらぶき職種（かわらぶき作業）には該当しない。 ①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
必須作業（移行対象職種・作業で必ず行う作業）	(1)かわらぶき作業 ①のすべての作業と②の1.及び2.の作業を必ず行ない、②の3.及び③の作業は必要に応じて行うこと。 ①かわらぶきの段取り作業 1.かわらの選定作業 2.現場寸法取り作業 3.かわらの割付け作業 ②かわらぶき作業 1.かわら合せ作業（一文字、刻み袖及び特殊がわらを除く。） 2.かわらのふき上げ（緊結を含む。）作業（本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く。） 3.かわらぶき用の土の練合せ作業 ③かわらぶき屋根の補修作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③かわらぶき作業に必要な整理整頓作業 ④かわらぶき作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 ※
関連作業、周辺作業（上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。）	(1)関連作業 ①屋根工事に伴う足場等の組立て・解体作業 ②屋根左官作業 ③防水施工作業（屋根下地施工作業） ④屋根工事に伴う樹脂接着剤注入作業 ⑤屋根工事に伴う熱絶縁作業 ⑥移動式クレーン運転作業（特別教育、技能講習等が必要。） ⑦玉掛け作業（特別教育又は技能講習が必要。） ⑧高所作業車運転作業（特別教育又は技能講習が必要。） (2)周辺作業 ①作業用機材の搬送作業（作業場内） ②作業用機材の梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業（関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業） 上記※に同じ
使用する素材（材料）（該当するものを選択すること。）	①瓦（ 1.又は2.を必ず使用すること。） 1.粘土瓦（JIS A5208に規定されている。） 2.厚形スレート（JIS A5402に規定されている。） ②緊結用材料（1.及び5.を必ず使用し、それ以外は必要に応じて使用すること。） 1.桟瓦用桟木 2.瓦座（かわらざ） 3.淀 4.棟補強用芯材等 5.桟木、木下地用留付け材（釘等） 6.耐火野地用留付け材（ねじ等） 7.ALCパネル用留め付け材（専用釘、プラグ等） 8.コンクリート、モルタル下地の場合の留め付け材（アンカボルト、コンクリートピン、コンクリート釘等） ③瓦緊結用釘（必ず使用すること。） ④緊結線（必ず使用すること。） ⑤補強用釘・ねじ等（必要に応じて使用すること。） ⑥下葺き材（必要に応じて一つ以上必ず使用すること。） 1.アスファルトルーフィング 2.改質アスファルトルーフィング 3.合成樹脂系ルーフィング 4.天然素材系ルーフィング ⑦工事関連材料（必要に応じて使用すること。） 1）葺き土 1.土（良質の粘土にすさを十分に切って混ぜ一定期間寝かせた練り土を使用する。） 2.南蛮漆喰（なんばんしっくい：砂、石灰、つのまたのりを混練したもの。） 3.モルタル ⑧接着剤、シーリング剤（必要に応じて使用すること。） ⑨板金（水切りとして使用する金属板。必要に応じて使用すること。）
使用する機械、設備、器工具等（該当するものを選択すること。）	①各種手工具類（必ず一つ以上使用し、他は必要に応じて使用すること。） 1.金づち 2.たがね 3.さしがね 4.はさみ 5.こて（鏝） 6.こて板 7.のこぎり 8.白墨（チョーク） 9.水糸 10.水準器 11.小刀（カッタ） 12.釘袋 13.釘抜き 14.雑巾 15.砥石 16.のみ 17.ペンチ（プライヤ） 18.自在定規 19.万力（クランプ） 20.ドライバ 21.スコップ 22.くわ 23.押切り ②機械、設備等（必要に応じて使用すること。） 1.切断機 2.電気ドリル 3.エア・タッカ 4.電動タッカ 5.ブロワ 6.インパクトドリル 7.インパクトドライバ 8.集塵機 9.釘打機 10.リフト 11.瓦揚げ機（特別教育が必要。） 12.梯子 13.高所作業車（特別教育又は技能講習が必要。） 14.コードリール 15.エア・コンプレッサ 16.高速砥石切断機（特別教育が必要。） 17.フォークリフト（特別教育又は技能講習が必要。） 18.振動ドリル 19.コンクリートドリル 20.コンクリートカッタ 21.移動式クレーン（特別教育、技能講習等が必要。） 22.玉掛け用具 23.各種足場材（特別教育、技能講習等が必要。）

製品の例	かわらぶき作業の結果そのものが製品である。したがって、具体的には、屋根工事作業（ここでは、「瓦、スレート等により屋根をふく工事」をいう。）による作業結果が製品である。
移行対象職種・作業とはならない作業例	1.屋根工事を含まないスレート施工作業 2.バルコニー施工作業 3.塗装作業 4.木舞作業 5.足場の組立て作業のみの場合 6.防水施工作業のみの場合 7.屋根左官作業のみの場合 8.板金屋根工事作業のみの場合 9.屋根断熱工事作業のみの場合